

すべての子育て家庭に対する支援について (参考資料)

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の概要

【20年度予算】 37,500百万円 → 【21年度予算】 38,800百万円

各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する施策について、地域の特性や創意工夫を活かした事業の実施を支援することにより、市町村行動計画に基づく取組の着実な推進を図るため、平成17年度に創設。

総論

○ 事業計画の策定について

各市町村が本交付金の申請をする場合には、各市町村が次世代育成支援対策推進法に基づき策定する5年を1期とした行動計画の毎年度の具体的な実施計画を作成します。

※5年を1期とした行動計画の毎年度の具体的な実施計画であることから、事業計画に盛り込む事業・取組の内容は、実施しようとする次世代育成支援対策の施策や事業として行動計画において記載されていることが必要です。

○ 交付金の対象となる事業について

【特に重点的に推進する事業(特定事業)】

- ① 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ② 養育支援訪問事業
- ③ ファミリー・サポート・センター事業
※【拡充】病児・病後児預かり等も対応
- ④ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- ⑤ 延長保育促進事業

【21年度新規事業】

- 次世代育成支援人材養成事業のほか、その他地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための取組としての各種事業を対象とする。

○ 交付金の算定方法について

交付金は、個別事業ごとに交付する金額を決定するものではなく、事業計画を総合的に評価し、その事業計画の実施に必要な経費に対して交付するもの。特に重点的に推進する事業(特定事業)については、事業ごとに、従来の標準的な所要額を念頭に、**事業量や取組内容に応じたポイントを設定**します。

各論

～交付金化することによるメリット～



次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象事業・配分方法

<対象事業・交付額配分等について>

A 特定事業(子ども子育て応援プラン事項)等

※各事業ごとに事業量や取組内容に応じてポイント設定

- ①乳児家庭全戸訪問事業
- ②養育支援訪問事業
- ③ファミリー・サポート・センター事業
【拡充】21年度より病児・病後児の預かりも対応
- ④子育て短期支援事業
- ⑤延長保育促進事業

- ①次世代育成支援人材養成事業【新規】
- ②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ③へき地保育事業
- ④家庭支援推進保育事業

B その他事業(市町村の創意工夫ある取組)

- ※児童の人口に応じポイント設定
- 【取組例】
- ・老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
 - ・要保護児童対策地域協議会の設置・運営
 - ・子どもたちからの電話相談等対応
 - ・食育の推進
 - ・子どもの事故防止対策等

加算
取組事業数などによりポイント加算

C 減算

前年度の計画と実績に乖離がある場合、執行率(実績/計画)によりポイントを減算(緩和措置あり)

予算

単位:億円

<17'>	<18'>	<19'>	<20'>	<21'>
346	340	365	375	388

各市町村への交付

$$388\text{億円} \times \frac{(A+B) \times C}{\text{全市町村の総ポイント}}$$

(21年度予算)

- ※個別事業ごとに交付額を決定しない
- ※総事業費の1/2が上限
- ※交付された額の事業間の配分は市町村の判断

2

一時預かり事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業

② 実施状況

《実施箇所数》7,651箇所 (H20年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備の際に一時預かり事業のための部屋等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出(今回の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。)
(7)による補助対象は、市町村又は市町村が適当と認めた者。

3

(5) サービス利用の仕組み

- ①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料
特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において判断・設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

対象児童の多さ等に応じた必要な保育士の配置とすること。(最低2人以上)

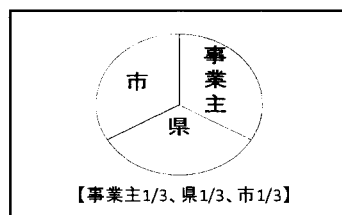
(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》45～783万円(利用児童数に応じた実績払い)
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

上記の割合で公費負担。
(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》約151億円 (H21年度予算ベース)
《公費負担総額》約75億円 ※残余は利用者負担

4

第16回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成20年10月29日	資料3
-----------------------------------------	-----

保育所における一時保育の経験からの提言

バオバブ保育園ちいさな家 遠山洋一
(平成20年10月29日)

陳述要旨

- 現在保育所で行われている「一時保育」は、「中間的な保育ニーズ」に応えるものとして大きな可能性を持っている。しかし、その可能性の大きさが行政や保育関係者に理解されているとは言えない。
- 統計上の一時保育実施箇所数の約半数は「教名を通常保育クラスに一時的に受け入れる」方式のもと考えられるが、私が大きな可能性を持つと考えるのは「専用の保育室と専任の保育スタッフを備え、一日10名でいどを保育する」方式の「一時保育」である。以下、そのタイプを想定して述べる。
- 「一時保育」の中心となっているのは「非定型保育」(隔週に1日～毎週3日といったペースで継続して保育するもの)で、そこに「緊急一時保育」(親の病気等で短期間の保育が必要なもの)が加わっている。
- 「非定型保育」が中心であることにより、それなりのまとまりと落ち着きを持った保育の場ができていて、子どもも楽しみにして来るようになる。そういう中には「緊急・時的」に来る子どもも溶け込みやすい。保護者どうしのつながりも生まれ、親としての学びもある。
- 「非定型保育」を利用する理由は、就労からリフレッシュまで幅が広い。リフレッシュも幅が広く、1、2歳児と赤ちゃんを育てている人にとっての必要性などよく分かる。近年は育児疲れの親が市の健康センターなどから利用を勧められて来るケースも少なくない。1、2歳児が女たちと触れ合うことのできる保育の場としての意味もあり、親の期待も一部はそこにもあるように思われる。
- このような「一時保育」は、1、2歳児を中心に1日10～15人を想定した30㎡程度の部屋と3人でいどの保育スタッフを用意することで、30～50人のニーズに応えることができ、施設の効率は高い。また、保育所の中で実施することで調理、看護、相談、事務など保育所が持つ機能や施設設備を活用している。独立施設でやればもっとコストがかかる。
- 利用方式は、一定の制度の下での利用者との直接契約である。「一時保育」の場合は、その方が即応力があり実地的である。ただし、受け入れ容量を超える利用希望に応えきれずお断りする苦勞は絶えない。
- 就労による利用者の中には、いわゆる待機児童もいる。しかし、週に3日利用し2日は祖母にみてもらうような人から、自宅就労なので成り立っている人、忙しい時期だけ

自営の夫の仕事を手伝う人など様々である。「就労支援のための保育」ということも、あまり一律に考えない方がよい。

- パートタイム利用者も含めた形に保育所制度を再編成してはどうかという考え方もあろうが、私は「ごちゃ混ぜにしない方がよい」と思う。「定型保育」を安定して運営できる保育所の基盤があった上で、このような形の「一時保育」が安定して実施できるのだと思う。保育の面では、両者はほどよい触れ合いを持っている。
- 当保育所の場合、ホールを利用して、週に4日、10時半～15時半、随時親子で利用できる「親子サロン」(0～2歳児対象)も開設しており、賑わっている。「親子サロン」、「一時保育」、「定型保育」の3点セットがうまく機能している。
- 「一時保育」がこのような場として機能している半面、短時間利用など気軽な預け場所としてはあまり機能していないのは事実で、そのような不満もあると思う。そのようなニーズに対しては別の種類の「一時預かり」の場を用意する必要がある。「ひろば」に付設するなど日頃から馴染んでいる場所であるのが望ましい。
- 3点セットで仕事をしている、在宅子育て家庭が抱えている悩みや問題の大きさがよく分かる。親だけでなく、子ども(0～2歳児)も、子どもどうしの触れ合いがあり、ゆったり遊べる楽しい保育の場が必要である。
- 少子化対策という視点からすると、もっと「ひろば」や「一時保育」のような在宅子育て家庭支援に力を入れる必要があると思う。(待機児童対策との関係で、現状は少しバランスを欠いている印象をもつ。)
- 今の経済状況から、子どもを預けて働きたい母親は増えている。しかし、小さいうちは自分の手で育てたいと思っている母親は多く、しかし家に閉じこもりたくはなく、割り切れていない母親が多い。そういう母親が「一時保育」を経験して、保育の場が子どもにとってもむしろプラスであることを知り、仕事と子育ての両立の道に踏み出して行くことも少なくない。一時保育を手がけて、これまでのように「all or nothing」ではない生き方を保障できる「中間的な保育ニーズ」に応える場の重要性を肌で感じている。

参考資料

- 一時保育制度をめぐる経緯
 - ・平成2年 国の補助事業として創設。
 - ・補助金は、定額制からスタートしたが、出来高払い制に移るなど変遷している。
 - ・東京都では、平成8年にバオバブ保育園を含む4園で開始したのが最初。
 - ・平成15年、国では「特定保育」(週3日程度まで保育に欠けると市町村が認定した児童を対象に必要な日時保育する事業)の制度が出来た。一時保育利用者の中にはこれ

5

に該当する子もいるが、二つの制度を区別して実施することは煩雑なので「一時保育」の中で受け入れている所が多いと思われる。

- ・平成19年度全国統計は「一時保育」7,213カ所、「特定保育」927カ所
- ・児童福祉法が改正され「一時預かり事業」が法定化されると、「一時保育」も「一時預かり事業」の中に包括されるものと思われる。（「一時預かり」という名称には疑問。）

○ パオパブ保育園ちいさな家における一時保育の現状

- ・登録児数（10月1日現在） 50名
 - 週1日以上定期的に利用 39名
 - 不定期に利用 11名（週に2～3回利用する人も含まれる）
- ・登録児の年齢構成
 - 0歳児5名、1歳児28名、2歳児17名、3歳以上児0
 - （註）3歳以上児や月齢の大きい2歳児は、近くのパオパブ保育園に紹介している。
- ・利用の理由（申し込み時点での）
 - ・就労 21名
 - ・通院（出産を含む） 18名
 - ・生涯学習 2名
 - ・兄姉の行事等 2名
 - ・就職活動 1名
 - ・リフレッシュ 6名
 - 計 50名
- ・利用頻度（定期的利用者）
 - ・週1回 23名
 - ・週2回 5名
 - ・週3回 10名
 - ・週4回 1名
 - 計 39名
- ・平成20年3月に登録されていた一時保育児童の4月以降の状況
 - ・幼稚園に入園 16名
 - ・保育所に入所 4名
 - ・認証保育所に入所 1名
 - ・その他の理由で継続せず 2名
 - ・一時保育継続 21名
 - 計 48名

○ 多摩市における一時保育利用実績（年間のべ利用児童数）

		平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
パオパブ保育園	一日	1,667	2,032	2,494	2,593	2,297
	半日	263	420	148	155	295
パオパブ保育園 ちいさな家	一日	1,610	2,220	1,833	2,183	1,999
	半日	286	164	165	171	84
A園	一日	1,241	1,252	1,922	1,511	1,626
	半日	300	348	95	45	37
B園	一日	818	1,138	1,633	1,294	1,424
	半日	392	263	85	213	114
C園	一日	1,211	2,558	2,944	2,517	2,469
	半日	830	1,043	85	88	74
D園	一日				2,122	1,999
	半日				58	84
合計	一日	6,547	9,200	10,826	12,220	13,629
	半日	2,071	2,338	578	730	752

（註）多摩市には公立2、私立16の認可保育所があるが、うち6カ所で専用保育室をもった一時保育を実施しており実施率は高いと思われる。

○ 「親子サロンびーだま」の状況（平成19年4～12月の実績）

- ・新規登録者数 270名
 - ・のべ利用人数（子ども） 3,035名
 - ・のべ利用人数（おとな） 2,891名
 - ・開設日数 143日
 - ・一日平均利用人数（子ども） 21名
- （註）「親子サロンびーだま」は無料。スタッフ2名を配置し、その人件費は年間171万円。補助金は受けず保育所会計の中での独自事業として実施している。補助金を受けていないので、市の統計にも国の統計にも載らない。

福井県・すみずみ子育てサポート事業の概要

事業の趣旨

- すべての子育て家庭が、身近な地域において気軽に（家庭的雰囲気の中で）子どもの預かりなど子育てへの支援を求めることができる環境づくり
- パートタイム労働や保護者の通院、学校行事参加の場合など、既存の子育て支援サービスでは補うことのできない保育ニーズへの柔軟な対応

事業内容

1 対象事由

保護者の通院、冠婚葬祭、子どもの学校行事、残業など、一時的に子育てのサポートが必要となる場合

2 事業主体

市町(NPO法人、シルバー人材センター、社会福祉協議会等に委託可)

3 サポート内容

①一時預かり(施設型、派遣型) ②保育所などへの送迎 ③家事援助(食事づくり、掃除、買い物など)

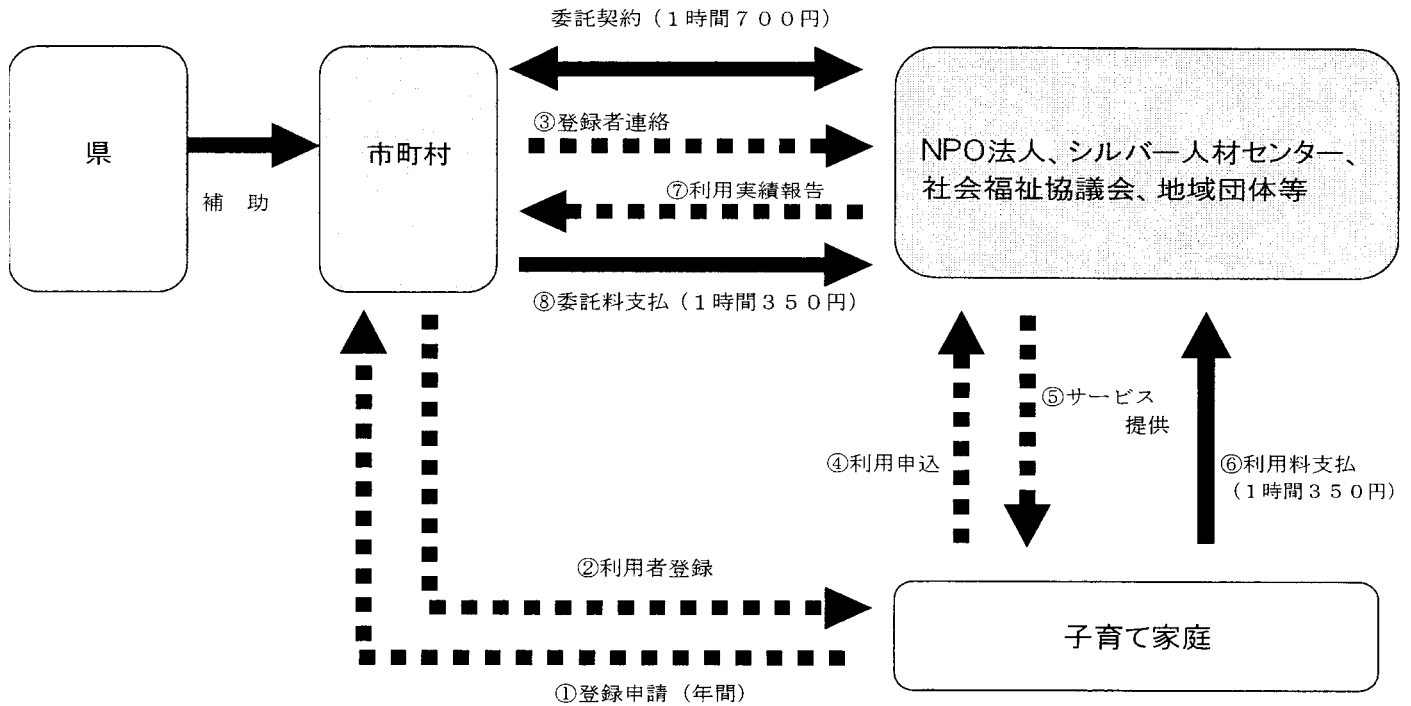
4 利用対象者

小学校就学前および小学校低学年(1～3年生)の子どもがいる子育て家庭

5 補助基準額

- ・利用料金700円/時間(標準利用料)のうち、半額350円/時間(負担割合:県1/2、市町1/2)
※ただし、第3子以降3歳未満児の利用は700円/時間を補助(「ふくい3人っ子応援プロジェクト」)
- ・保険料400円/人(年額)(負担割合:県10/10)

すみずみ子育てサポート事業の仕組み



8

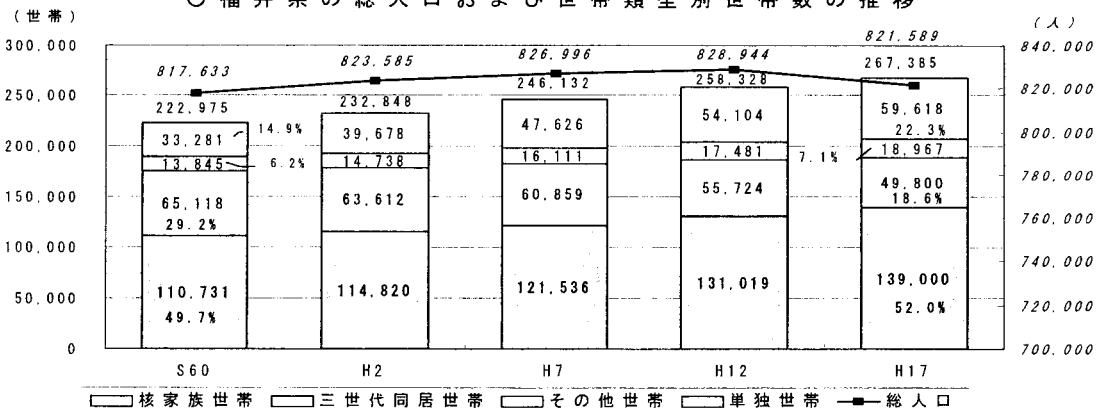
すみずみ子育てサポート事業の背景

—子育てを取り巻く環境の変化—

- 福井県の3世代同居世帯割合は全国で2番目に高いものの減少傾向にあり、家庭の子育て機能が低下
⇒ 地域における子育て支援機能の拡充
- 保育所でのサービスでは十分応えることのできない、保育ニーズの高まり
⇒ きめ細かな保育サービスの拡充

- ・ 普段は在宅で子育てしているが週1・2回の仕事や、土・日の仕事るとき
- ・ 1時間程度の歯医者への通院や、入学式など上の子どもの学校行事があるとき
- ・ 夏休みなど小学校低学年の子ども1人では留守番ができないとき

○ 福井県の総人口および世帯類型別世帯数の推移



※三世帯同居世帯は、「夫婦、子どもと両親から成る世帯」「夫婦、子どもとひとり親から成る世帯」「夫婦、子どもと他の親族から成る世帯」「夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯」の合計

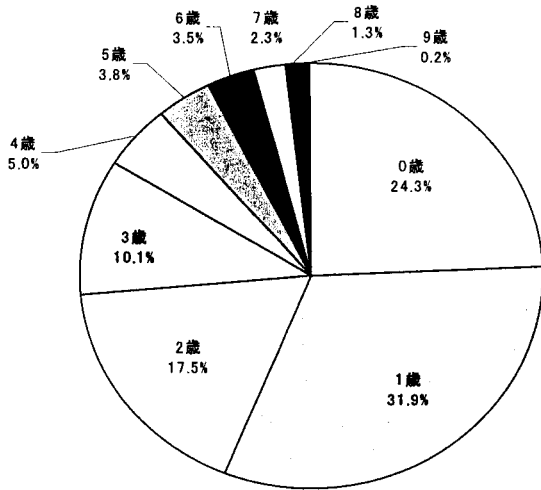
9

すみずみ子育てサポート事業の利用状況

【実施団体内訳】 NPO法人9、シルバー人材センター7、相互扶助団体4、生活協同組合5、社会福祉協議会2、他

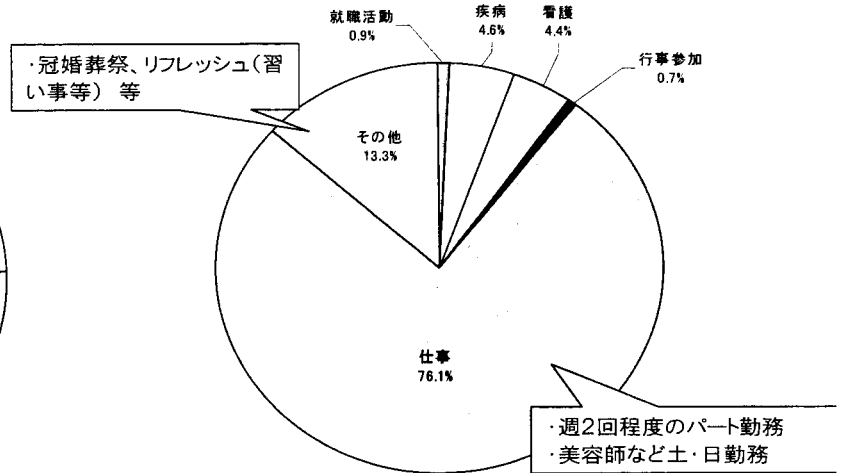
年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施箇所	延べ22か所(9市1町)	延べ29か所(9市3町)	延べ33か所(9市3町)
利用者数	延べ23,007人	延べ28,627人	延べ44,540人
18年度比	—	1.24倍	1.94倍
利用時間	延べ82,870時間	延べ107,878時間	延べ182,470時間
18年度比	—	1.30倍	2.20倍

○利用児童の年齢別構成



※福井市、敦賀市、小浜市の利用児童の内訳 (平成20年度)

○サービス利用の理由



※小浜市「わくわくらぶ」延べ利用者435人の内訳 (平成21年8月)

すみずみ子育てサポート事業拡充の要因

育児疲れ解消や仕事のためなど、一時的に子育てへの手助けが必要となる場合、
気軽に利用できる一時預かりニーズに対応

利用料補助(標準利用料:1時間350円)により、サービス利用に伴う経済的負担を軽減し、
利用機会を拡大

NPO法人やシルバー人材センターなど地域における多様な担い手の参画により、
身近な生活圏でのサービス基盤を整備



○保育所でのサービスとは別の仕組みとして、すべての子育て家庭を対象に、そのニーズに対応
○地域の子育て支援機能の活用を図り、身近なところで利用しやすい、低額のサービスを提供

一時預かり事業の運営事例

項目	事例1	事例2	
実施場所	複合(空き)ビルの一室を活用(地方都市)	民間の施設(地方都市)・子育てひろばが一体的に実施	
運営形態	運営団体	(財)福井市シルバー人材センター	NPO法人子育てサポートセンターを委託(協賛)
	委託等	福井市の65歳未満子育てサポート事業の委託団体	敦賀市、美浜町から子育てサポート事業委託団体の委託
	開所日数・時間	週6日・1日あたり9時間	週5日・1日あたり9時間
スタッフの状況	常勤(うち有資格有数)	専任職員1名	2名(うち2名)
	非常勤(名)	シルバー会員10名(うち3名) *名前は7割程度が、委託団体に依頼	9名(うち7名)
	無償ボランティア等(名)	0名	0名
	1日に平均的に配置されているスタッフ数	約5名(利用児童数によって異なる)	約4名(利用児童数によって異なる)
利用日時	火～日、9:30～18:30	月～金、8:30～17:30	
利用料金	1時間700円(登録料なし) *子育てひろば(サポート)事業登録者は1日8時間分まで1時間350円(第3子以降3歳未満児は無料) 昼食は別途	1時間700円(登録料なし) *子育てひろば(サポート)事業登録者は1日8時間分まで1時間350円(第3子以降3歳未満児は無料) 昼食希望の場合は別途350円	
利用対象児童	生後6ヶ月～9歳児(小学校3年生)まで	0歳児～9歳児(小学校3年生)まで	
1日の平均利用数	約14名 (120年度でみずみ年間総べり用人数4,141人)	約28名 (120年度でみずみ年間総べり用人数5,898人)	
運営費(20年度)	約1,583万円	約1,500万円	
内訳	人件費 (1人あたり平均月額)	68% (約1,040万円) (有資格者1,000円/時間、無資格者300円/時間)	73% (約1,122万円) (1人あたり月5185,000円程度)
	賃料	26% (約400万円)	10% (約156万円)
	光熱水費	1% (約13万円)	1% (約18万円)
	事務費等 (消耗品費、通信運搬費、生協費等)	5% (約80万円)	14% (約204万円)
収入(20年度)	約1,654万円	約1,500万円	
内訳	市町からの委託費等	73% (約1,214万円) (申込み、賃料)	50% (約900万円) (申込み)
	利用料	27% (約440万円)	40% (約600万円)
	寄付金	なし	なし
	他事業収入からの充当	なし	なし
収支差額	約121万円(シルバー人材センター事務費)	0円	
運営にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ●利用児童数に応じてスタッフを配置しているため、シフトを組んでいるが、当日の預かり状況によってスタッフを呼び出しており、スタッフには自宅待機しておいてもらう必要がある。 ●一時預かりは保育に預けていない子どもたちなので、対応は高度である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●毎日預かる子ども達の数が時間により変わるので、スタッフの配置を相当するスタッフが必要となる。 ●今は、理解のある人たちで構成しているのよいが正職が増えるに従って大変になる。 ●スタッフの研修が必要であるが、なかなかその時間が取れない。 	

12

子育てひろば「あい・ぽーと」資料

特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション

資料1. 施設内一時保育利用案内

資料2. 施設内一時保育利用理由

資料3. 施設内一時保育利用時間の推移

資料4. 施設内一時保育利用者数の推移

資料5. 施設内一時保育を利用された感想

資料6. 施設外一時保育利用概要

資料7. 施設外一時保育 両会員数の推移及び活動実績
(紹介・成立件数累計)

資料8. 子育て・家族支援者養成について

一時保育「あおば」利用案内

理由に拘わらず、お預かりいたします。
お子さんと少しの時間離れてのリフレッシュを応援しています。

※ご利用頂くには「あい・ぽーと会員」の事前登録が必要です。

◆一時保育利用時間

月～日曜および祝日 7:30～21:00

* ご利用は1時間以上30分単位になります。

◆対象

生後2ヶ月以上～小学校就学前のお子さん

◆保育料金

月～土	9:00～18:00	一時間	800円
月～土	7:30～9:00	一時間	1,200円
月～土	18:00～21:00	一時間	1,200円
日曜・祝日	7:30～21:00	一時間	1,200円

* 料金は、ご利用の際に前払いでお預かりいたします。

◆利用予約について ※完全予約制

予約受付時間：月～土 9:00～17:00（日・祝日除く）
電話：03-5786-3253（予約専用ダイヤル）※FAXは不可

- * 会員登録後、電話か受付窓口にて予約をしてください。
- * 予約は、利用希望日の1ヶ月前から可能です。
- * 翌日の予約及び予約時間の延長は前日12:00までお受けします。
- * 恐れ入りますが、日曜は8日前、祝日は1週間前に締め切らせていただきます。

※キャンセル及び保育時間帯変更・短縮に関して（2009年3月1日のご予約から改定）

- ・利用当日から3日前の17時以降のキャンセル→保育料金の1割
 - ・利用当日から2日前の17時以降のキャンセル→保育料金の5割
 - ・利用当日のキャンセル→保育料金の全額
- 例）月曜日のキャンセル → 前週の木曜日17:00以降はキャンセル料が発生
 ・18:00～21:00（3時間）の予約を15:00～18:00（3時間）へ時間変更
 → 3日前の17:00以降のご連絡の場合、3時間分のキャンセル料が発生
 ・18:00～21:00（3時間）の予約を18:00～20:00（2時間）へ時間短縮
 → 3日前の17:00以降のご連絡の場合、1時間分のキャンセル料が発生
- * 予約時間より早く迎えにいらした場合は、原則として返金致しません。
 * 予約キャンセルが大変多く、利用希望の方が利用出来ない状況が発生しています。キャンセルされる場合は、できるだけ早くご連絡ください。

◆お願いしたいこと

- ① ご予約された時間は、お守りください。やむを得ない事情でお預けが遅くなったり、保育時間を延長する場合は、ご予約の時間内に、必ずご連絡ください。この場合は、別途延長料金を頂きます。
- ② 原則として、病児のお預かりや投薬はできません。当日のお子さんの体調によっては、お預かりをお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください。
- ③ インフルエンザなど法定伝染病に感染し、発熱などの症状がなくなった後も、回復期にある場合は、一時保育ご利用に際して治療証明（HPからダウンロード可）の提示が必要となります。予めご了承下さい。
- ④ 送り迎えは、必ず保護者が付き添い、スタッフにお子さんを引き継いでください。保護者以外の方がお迎えのときは、必ずその旨を事前にご連絡ください。変更のご連絡のない場合は、お子さんをお渡してきませんのでご了承ください。
- ⑤ 子どもが育つ過程では、子ども同士、色々なトラブルが起こりますが、子どもの成長、発達において大事な意味を持っている場合もあります。何らかのトラブルが起きた場合には、保育担当者から詳しく状況のご説明などをさせていただきますので、ご理解下さい。

※事前登録について

- * 利用当日までに来館して、「あい・ぽーと会員」の登録手続きをお済ませください。
- * 登録受付時間：月～土9:00～17:00（日・祝日除く）
- * 登録時に必要なもの：
 - ・年会費（お一人500円）
 - ・乳児医療証等（保護者とお子さんのお名前とご住所が確認できるもので、公的機関発行のもの、1つ）
 ※0歳児の場合：母子手帳も必要となります。

みなと子育てサポートハウス事業
子育てひろば「あい・ぽーと」

〒107-0062
東京都港区南青山2-25-1
tel 03-5786-3250（代）
【事業の問い合わせ】
港区子ども支援部子ども課 子ども家庭支援センター
tel 03-3432-8341



◆利用当日の流れ

<いらしたとき>

- ① 会員カードを受付にご提出ください。
- ② 利用申込書にお子さんの本日の体温や様子などを記入してください。
- ③ 名札（シール）をお付けください。
- ④ 本日ご利用時間分の保育料をお支払いください。
- ⑤ ご記入された利用申込書をお持ちになり、保育室へいらしてください。（外遊びが可能な場合は、靴も保育室にお持ちください）
- ⑥ 持ち物を、お子さんの名前の付いた専用カゴに移し替えてください。
- ⑦ 保育士へ利用申込書を渡し、お子さんの様子を伝えてください。

◆利用申込書（HPからダウンロード可）について

利用申込書は、保護者とスタッフの大切な架け橋です。お子さんの日常生活を尊重し、食事時間や睡眠時間などの生活リズムを大切にしたいと思っておりますので、ご記入をお願いします。時間に余裕をもっていらしてください。

<お迎えのとき>

- ① 受付にお寄りになり、会員カードをお受け取りください。

※その際、予約時間の確認をさせていただきます。受付の時計で、6分以上経過している場合は、延長料金をいただきますのでご了承ください。（30分単位）

- ② 保育室へいらしてください。
- ③ 保育士より、お子さんの様子をお伝えし、利用申込書をお返しいたします。持ち物や靴をご確認のうえ、お持ち帰りください。
- ④ ⑤ 名札のシールはお取りください。

◆持ち物

ビニール袋（2～3枚：衣服用、ゴミ類用）
 食食用ぬれたおしぼり（ウェットティッシュ可）
 食食用エプロン・ハンドタオル・着替え・オムツ・おしりふき
 飲み物・弁当・おやつ・ミルク・哺乳瓶

- * お子さんに合った必要なものをご持参ください。
- * 持ち物には、すべてのものに記名をお願いします。

◆食事について

各自でご用意ください。短時間の預かりの場合でも、飲み物（お茶など）、お着替え（オムツ）は必ずお持ちください。

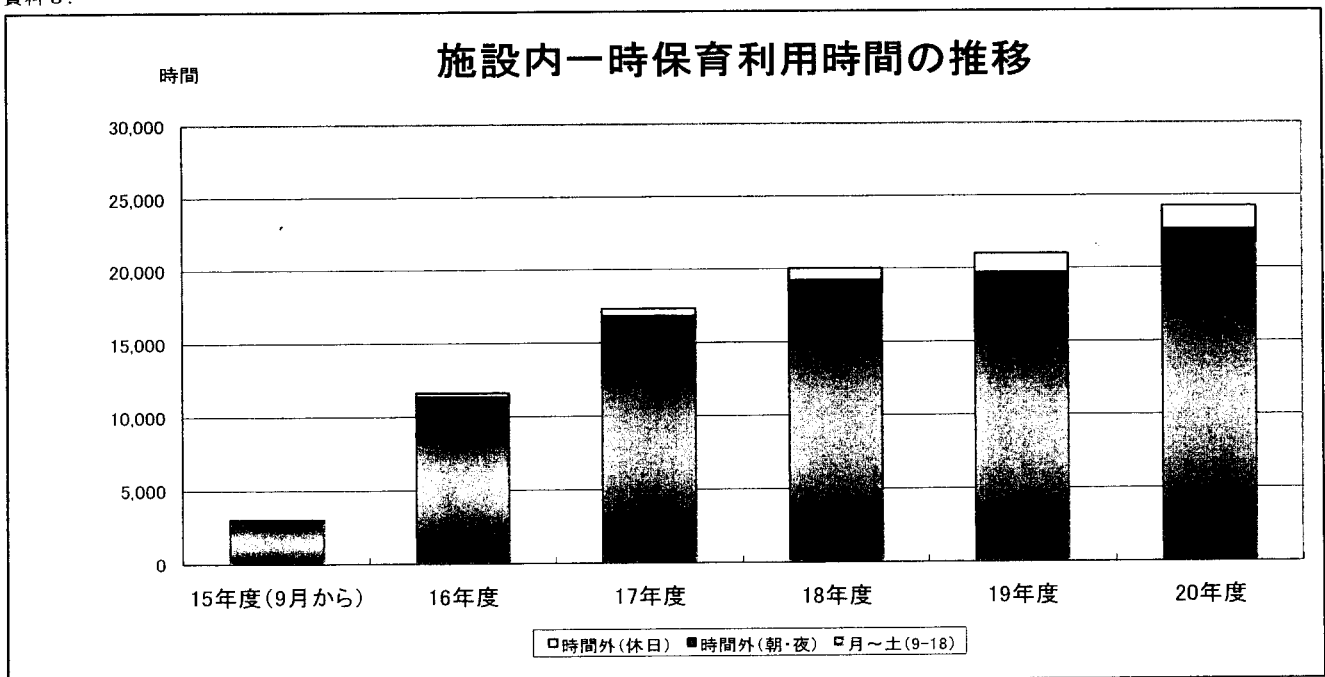
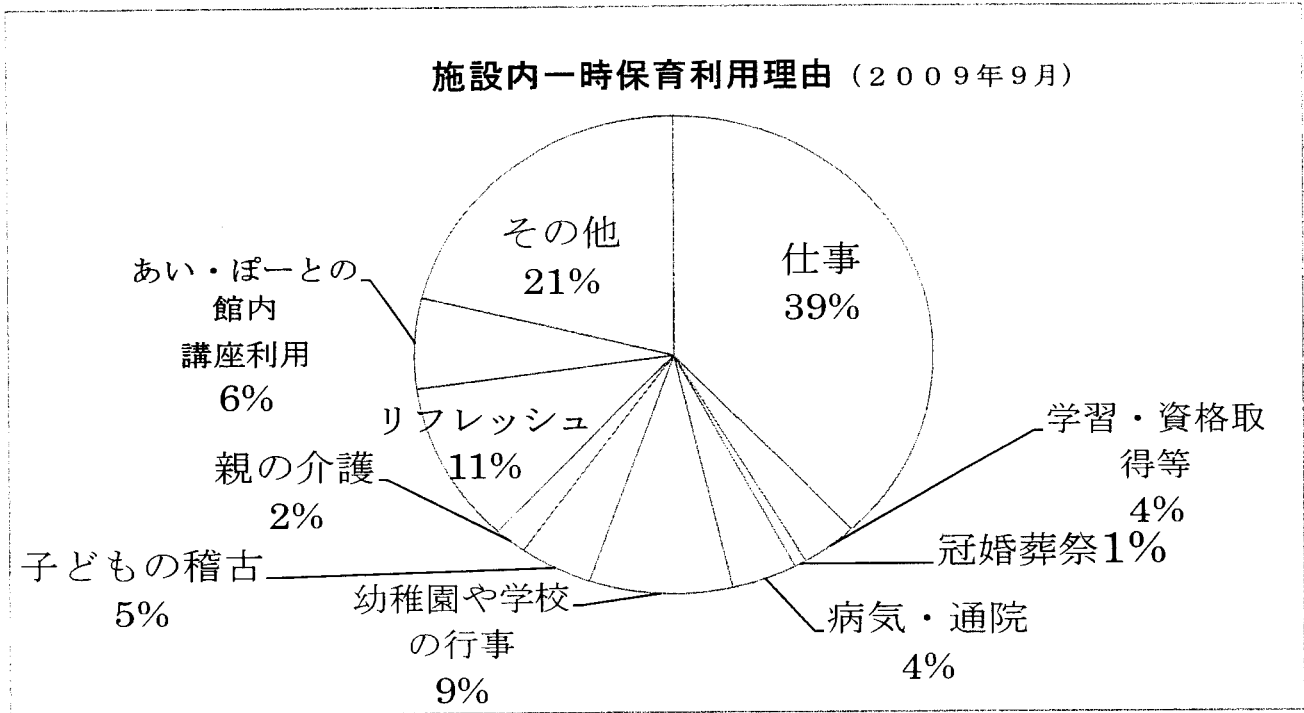


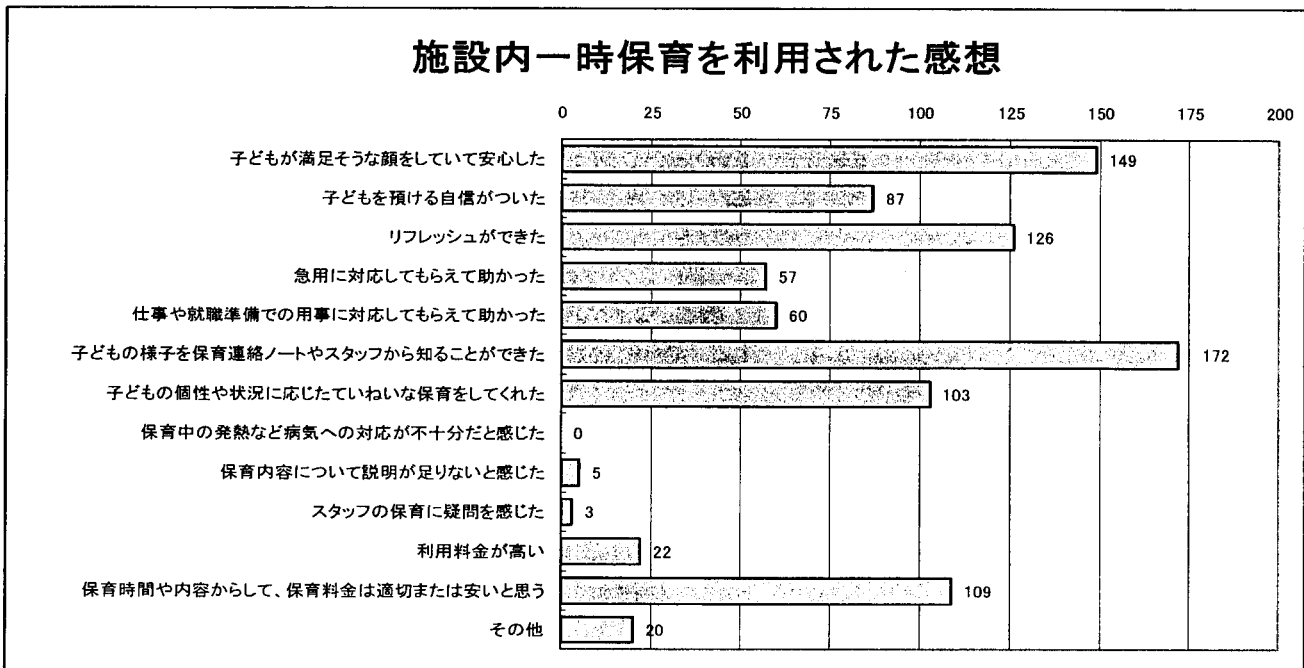
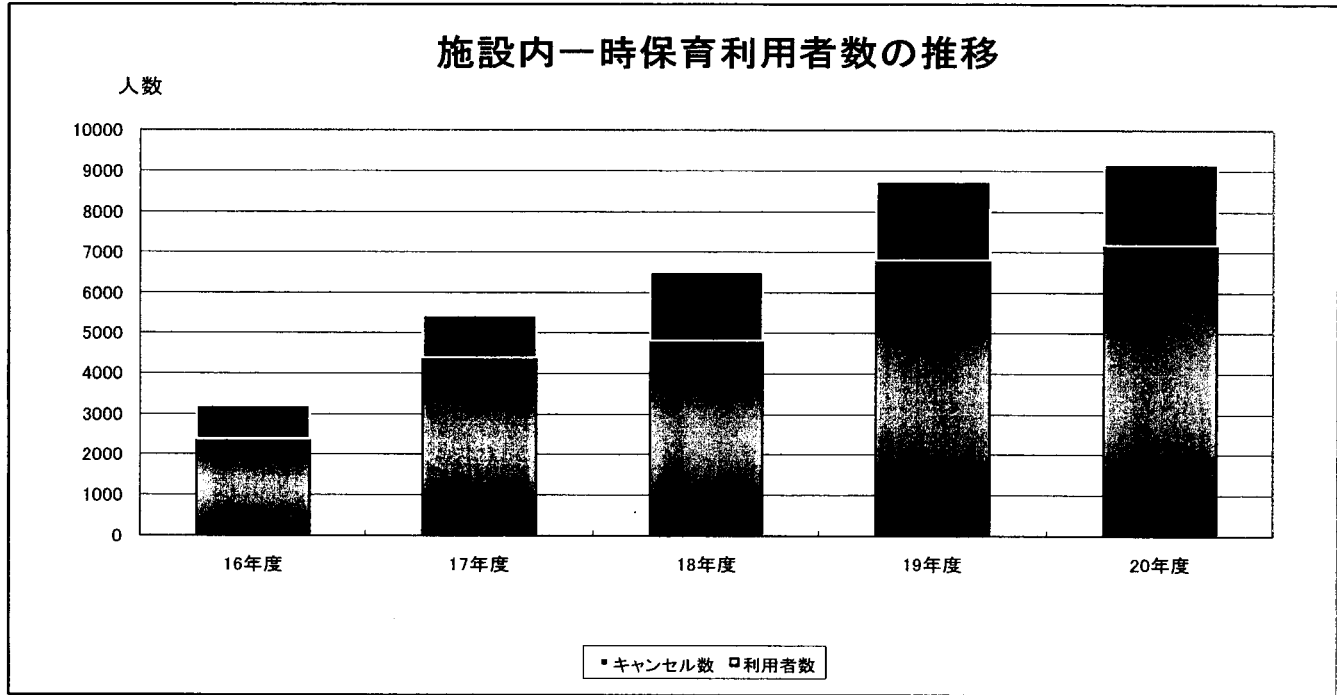
一時保育「あおば」 利用案内（2009年3月～）

港区用



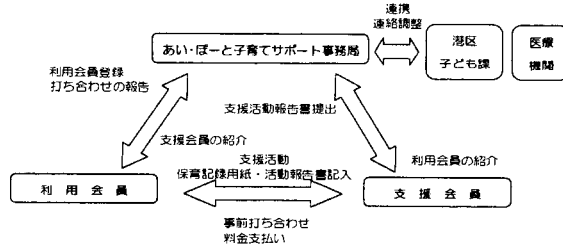
子育てひろば
あい・ぽーと





派遣型一時保育事業利用概要

2006年4月から港区の新規事業として、あい・ぽーとステーションが「派遣型一時保育」を実施することになりました。預ける理由を問わずに、宿泊や病後児の保育もお受けする、全国でも先駆的な子育て支援策として、利用される方々のニーズに寄り添った柔軟な保育を目指しています。



利用の内容：子どもの一時保育（宿泊を含む）
病後児時保育（宿泊を含む）
新生児保育
育児支援（保育園、幼稚園の送迎や一時保育など）
対象年齢：生後7日以降の乳幼児
～小学校6年生の子ども
（※21年4月から対象を拡大しました。）
支援会員：子育て・家族支援者養成講座認定者

利用料金：

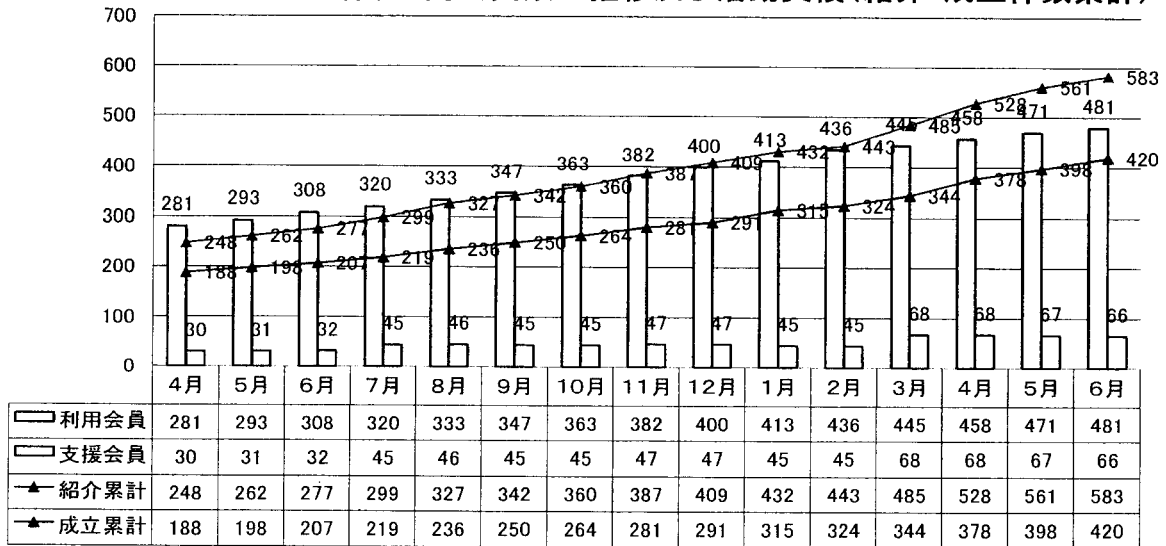
時間帯	一時保育	病後児・新生児保育
通常	900円/H	1,000円/H
早朝（7時～9時） 夜間（18時～21時） 日曜・祝日	1,100円/H	1,200円/H
21:00～24:00	1,600円/H	1,700円/H
宿泊 （21時～翌朝7時まで）	5,000円	10,000円

子育て・家族支援者とは...
NPO法人あい・ぽーとステーションが、地域の子育て力の向上をめざして実施する「子育て・家族支援者養成講座」で、6.5時間の講義・2.7時間の実習を受講して、一定の知識と技能を有していることを「あい・ぽーとステーション」が認定した人材です。

*24:00以降は、宿泊の有無に関わらず、宿泊料金となります。
*24:00以降の保育を予約される場合、21:00以降は宿泊料金となります。



(人) 施設外一時保育 両会員数の推移及び活動実績(紹介・成立件数累計)



地域の子育て力を高める

子育て・家族支援者の養成

恵泉女子大学大学院教授
NPO法人あい・ぼーとステーション代表理事

大日向雅美

地域の子育て支援環境の時代を迎えて ～国も施策を大きく方向転換～

2007年12月、国は今後の少子化対策の基本となる「子どもと家族を応援する日本再興戦略」をとりまじめ、「働き方の改革」と「家庭における子育てを包括的に支援する仕組み（社会的実益の構築）」を主要な対策として位置づけ、換言すれば、子育てや家庭生活を犠牲にすることなく働き続けられる環境を確保し、同時に親が多様な働き方を選択できる柔軟なサポート体制の下、安心して子どもを預けることのできる保育や地域の子育て支援の充実を目指したものである。

この再興戦略は、少子化対策・子育て支援に必要な施策の集大成ともいえるべき「子ども・子育て応援プラン」(2011年)の内部を盛り込み、その中から今後の日本社会に最も重要かつ急務と考えられる施策に文字通り重点的に焦点を絞ったものである。1990年の1・57ショック以来、十数年に亘ってさまざまな試行錯誤を繰り返してきた日本の少子化対策が、ようやく根本的対策のツボを押しさえることができたと言えよう。この施策の実現に要する費用は単なるコストではなく未来への投資であると、踏み込んだ見解を示して効果的な財政投入の必要性に配慮しており、重点戦略にかける政府の

姿勢に期待が持てる内容になっている。重点戦略の中で特に地方自治体との関係で注目したいのは、家庭における子育てを支える保育や地域の子育て支援の充実である。地域の子育て支援の重要性がこれほど注目を集めた時代はなかったと言っても過言ではない。子育て支援は支援を受ける側も支える側も「ビト」であり、重点戦略を推進していくに際しては、当然のことながら、人の養成に注目を必要とする。

日本の子育て支援策が「ハコモノ」から「ビト」の育成へと転換の方向を大きく転換させた時代を迎えたことは感概深いことであるが、地域で活動する人材の養成は十分な差遣に乏しく、朝夕には進まない難しい課題を抱えていることが最大の課題といえよう。

本稿では「子育て・家族支援者」養成に注力する前から取り組んできたNPO法人あい・ぼーとステーションの実践を紹介し、この領域に果たす自治体の課題について考えることとする。

法人あい・ぼーとステーションが主催する講座を受講し、資格を認定されて、地域の子育て支援に就事する人材を意味する。受講対象は、子育て経験の有無にかかわらず子育て支援に関心をもつ地域で活動ができる20歳以上の男女である。特に「子育て」が一段落した女性や退職後の地域活動を目指す男女の社会参加を視野におさめ、若くは男女共同参画で地域の育兒力の向上を図ることを目指している。

「子育て・家族支援者」の認定は、現在のところ、3級「子育てひろば」等で親子にかかわり、遊びを支援し、時保育活動を行う。2級「自宅や希望施設等」で時保育を行う。新卒や帰国後、緊急時のお泊り預かりを含む「派遣型」時保育からなる「級」地域の施設を借用して、グループで行う。時保育活動のリーダーとなる人材養成は「準中」。

講座開始後に2年余の準備期間を経て、港区で2005年に3級第1期、2006年に2級第1期を開講した。現在3級は第1期、2級は第1期まで実施(3級認定者203名、2級認定者49名)。2006年から浦安市・千代田区でも同様の講座を開始し、いす

れも地域の実情に即した活動を展開している。特に浦安市では、2級講座から「子育てケアマネージャー」名が誕生し、地域の子育て支援機関と親とをつなぐ相談機能を発揮している。

〔本講座の特徴〕

- ・高い水準の講座

本講座は講義と実習を合わせて30コマ(1コマ90分)、講座期間は毎週1月、3か月間に及ぶ。講師は本法人理事をはじめとして、乳幼児教育保育の第一線の研究者・実践者が務め、質素共に高い水準を目指している。〔講師陣〕：沙見裕幸(百梅学園大学学長・教育学部) 森上史朗(子どもと保育総合研究所代表・幼児教育) 遠山洋一(ハオバブ保育園ちいさな家園長・乳幼児保育) 藤原洋一(お茶の水女子大学教授・小児医学) 小西行郎(東京女子医科大学教授・脳科学) 岡健(大妻女子大学准教授・保育学) 新澤誠治(あい・ぼーとステーション代表理事・保育カウンセラー) 大日向雅美(発達心理学) ほかに、

るカウンセリングマインド、4できる支援とできない支援を自覚し、できない支援は他の人や専門機関に託す分別と地域の支援者との連携力の習得等を重視した構成となっている。

- ・バックアップ体制の充実

本講座の本気のねらいは認定後にあると考えられている。活動で得た成果や問題点を共有し、時には実際に活動して不足していた知識や技術に気付くという声も少なくない。こうした要請に応えるため、毎月バックアップ講座を開催し、支援力の維持向上に努めている。さらに、認定者には、できる限り有償の活動機会を提供することも、本講座の大切な役割として取り組んでいる。

地域の人材養成の必要性と課題

〔人材養成を必要とする背景〕

本企画は、私が1970年代当初から育児不安やストレスに悩む母親の事情について繰り返し調査を行い、母親の孤独の深刻さとその対策の必要性を痛感して、具体的構想を温めてきたものである。

子育ての責務の大半を担いながら心身ともに大きな負担を強いられている母親が子育てにゆとりを取り戻すため

にも、必要に応じて、時に子育てを代わってくれる人が必要である。一方、子育てが一段落しても再就職等は難しく、社会からの疎外感と経済力のない不安に苦しむ中期の女性が少なくない。育児中に支援を求める母親や育児が一段落した後の社会参加を求める女性の双方が、生きがいをもって地域で暮らすことができるよう、社会のシステムとして「支え」支えられてお互いの関係を地域に築くことが求められている。

本法人が港区との協働で運営する子育てひろば「あい・ぼーと」(港区南青山)では「理由を問わず預かる「時保育」を他所に先駆けて2003年の開設当初から実施している。

〔子育て・家族支援者の方々が「保育士スタッフと共に」に「時保育者」となると、地域の子育て家族のニーズに添えるべく、精力的な活動を行っている。また、2級認定者は相手の家庭等、希望される場所に向いて支援する派遣型「時保育者」としての活動を行っているが、核家族が一般となっている今日では、実家の親のようにきめ細やかに支援してもらえると歓迎されている。しかし、当初は本講座の意義に対し

て疑問の声も少なくなかった。「地域の子育て支援」にこまごま本格的な講座が必要なのか。」と語る声は、今も本講座を紹介する度に各方面から聞かれる。「受講者は主婦であらうから、3、4回で済む簡単なものでなくては希望者は集まらないのではないか」とか「子育て支援や保育は、女性であれば、特に自身に子育ての経験があれば、だれでもできるのではないか」という声も寄せられる。

だが、地域で住民が行う子育て支援は、保育士や保健師等の専門職が行う支援とはまた異なる難しさに対応する力が求められる。人々の価値観や生活様式は多様であり、年配者と若い親との間には世代の差があり、生きた時代の影響も小さくない。社会状況の変化に伴って、昔の子育ての常識が通用しない場合もあり、良かれと思ってかけた声が親を追い詰めてしまっていることもある。「支援をしてあげる」のではなく、地域に暮らす者どうし「支え」支えられてお互い「級」の関係を醸成するためには、地域に根ざした支援の専門性を育むことが鍵となる。

また、子育てや仕事の経験を活かして地域で活動したいと願う人々の動機

